

# 土木部発注工事における情報共有システム活用

～工事書類のASP活用による効率化～



令和6年6月 茨城県土木部検査指導課

# 目次

- はじめに
- 情報共有システムとは
- これまでの経緯
- 活用の全体の流れ
- 茨城県情報共有システム実施要領について
- 推奨事業者の提供するシステムの特徴

# はじめに

- 県土木部では、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、原則、**全ての工事**で情報共有システムを活用することとしています。
  - **業務**についても、協議により情報共有システムを**活用可能**です。
  - **工事**の全面的な活用にあたり、受発注者双方のより効率的な運用を目指して、情報共有システムの**推奨事業者**を以下のとおり選定いたしました。
    - ・選定推奨事業者：(株)現場サポート
    - ・推奨事業者の提供する情報共有システム：現場クラウド
- ※ただし、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。

# 令和6年度 主な取組み

R6.4月 検査指導課

## 1 週休2日制を推進する取組み

○週休2日制促進工事  
(R6～)

- ・原則全ての工事で、完全週休2日制又は4週8休体制（月単位）での施工を義務付け  
（現場作業期間が1か月未満の工事を除く）
- ・請道・請河川工事も義務付けの対象とする。
- ・国のR6経費補正基準の県工事における適用は8月からを予定（7月までは旧補正基準による）

週休2日制による施工の標準化を目指す。

## 2 工事検査書類を削減する取組み

○検査書類限定型工事

※約40種類ある書類のうち8種類に限定して検査を実施

(R6～)

- ・対象工事の拡大  
3,000万円以上の土木工事→1,000万円以上の土木工事

検査時に必要となる書類を限定することで、作成書類の削減、監督員と検査員との重複確認を避け、効率化を図る取組を拡大する。

## 3 全ての建設工事でICTを活用する取組み

① ICT機器による施工 ※(1),(2)のいずれか

(1)ICT活用促進工事

- ・ICT測量機器
- ・ICT建設機械

R5実施率26%(1月末現在)

(継続)

- ・発注者指定型の実施（土工量5000m3以上等）
- ・中小規模工事向け「チャレンジ いばらき簡単活用型」の実施

(継続)

- ・中小建設業者向けのICT機器体験会の実施

(2)遠隔臨場

R5実施率100%(1月末現在)

(継続)

- ・原則全ての工事で実施  
（段階確認、材料確認、立会のない工事を除く）

② 情報共有システム

R5実施率100%(1月末現在)

(継続)

- ・原則全ての工事で実施  
（活用による生産性向上が見込まれない工事を除く）

土木部発注の建設工事は、100%、ICTを活用する。  
(①と②を実施する)

## 4 適正な予定価格/工期設定の取組み

○適正な予定価格の設定

- ・現場管理費率の改定（R6.4～）  
→(例) 1億円の河川工事で、現場管理費約100万円(1%) 増
- ・R6年度労務単価の3月前倒し改定、特例適用  
→新労務単価は前年度比6.0%の増
- ・資材単価の臨時・前倒し市況調査（R4～、継続）

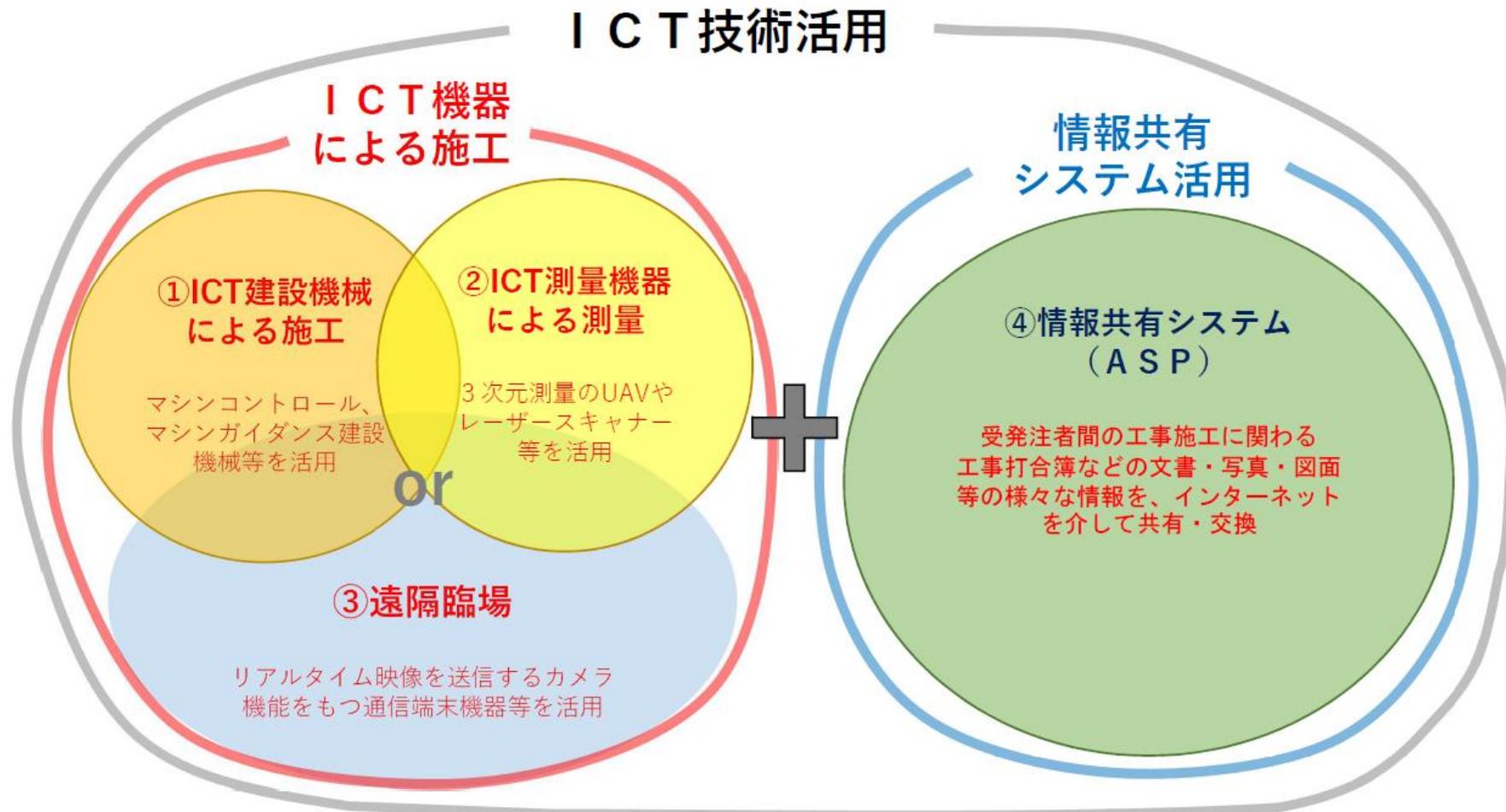
○適正な工期の設定

- ・猛暑日（WBGT値31以上）を発注工期に加算（R6～）

適正な予定価格と工期の設定により、建設業の2024年問題対応、適正な賃金水準確保等を支援する。

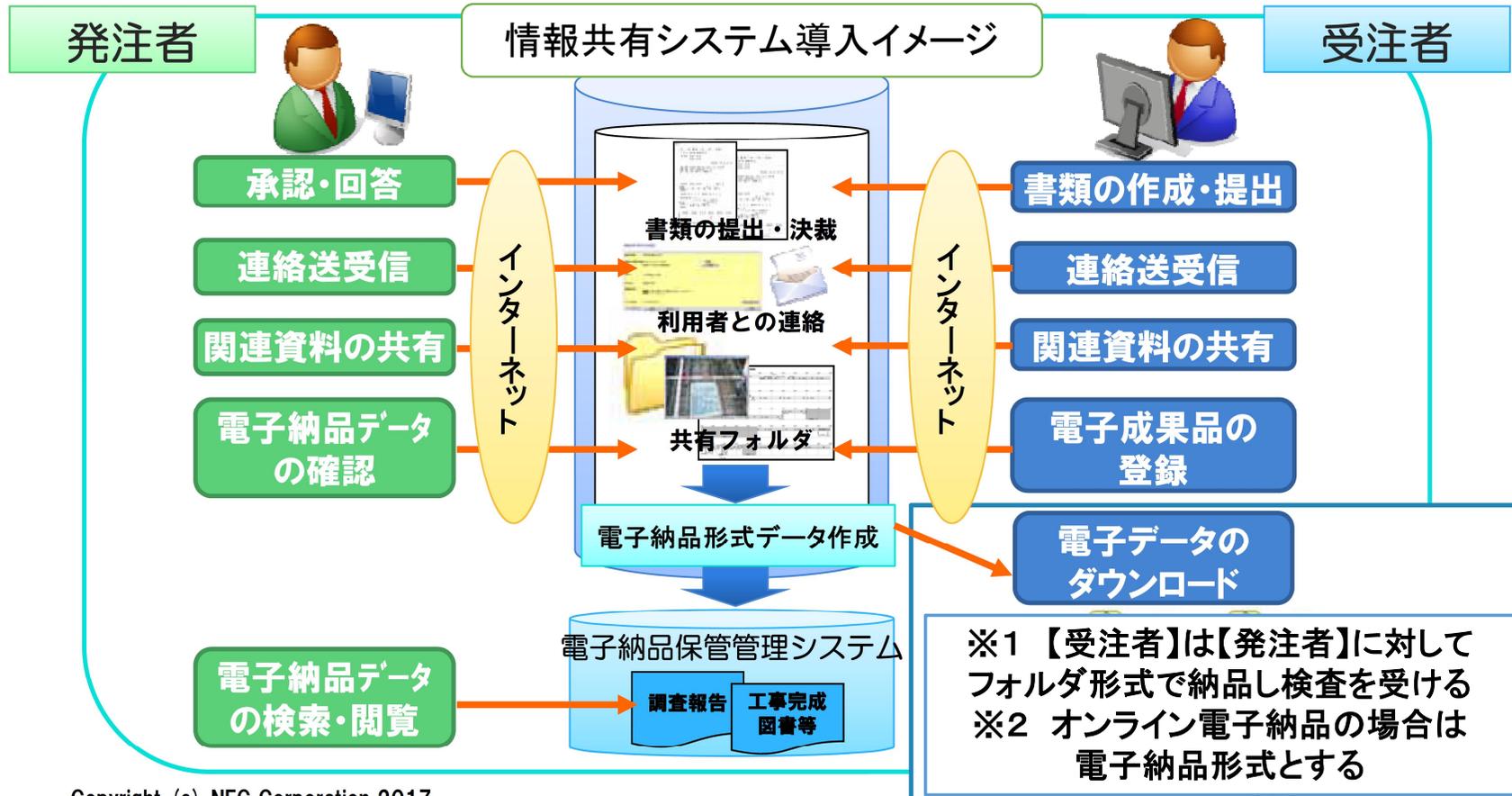
# 茨城県土木部発注工事における「ICT技術活用の実施方針」

ICT機器による施工 + 情報共有システム活用 = ICT技術活用



# 情報共有システムとは

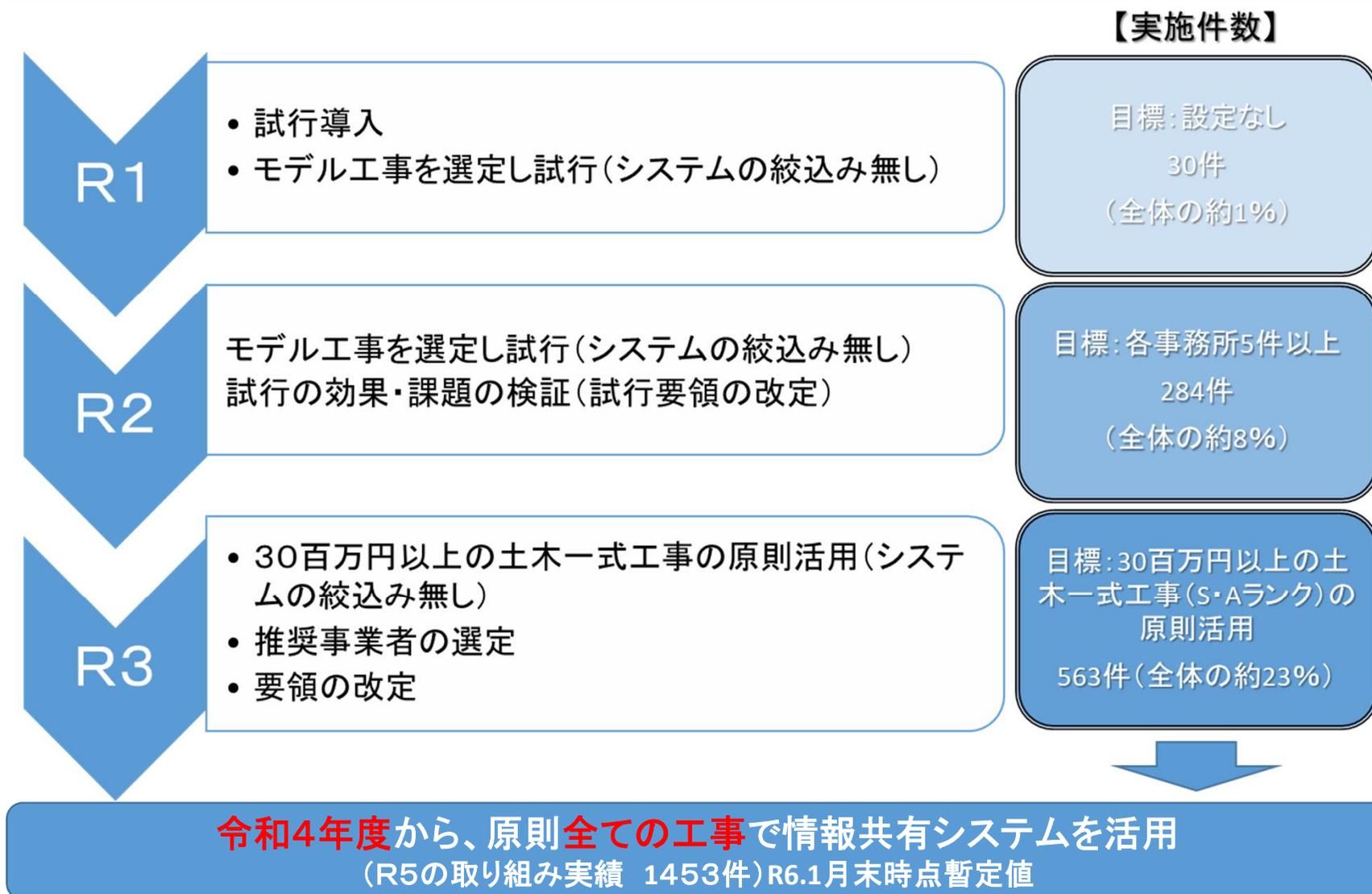
- ・受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の様々な情報を共有・交換するためのシステム。
- ・インターネットを介して文書発議や決裁, 打合せ等が可能で, システムに蓄積された文書データを自動で電子納品することが出来る。 → 建設業の生産性向上, 管理コスト縮減が目的。



Copyright (c) NEC Corporation 2017

受発注者双方の働き方改革のため積極的な活用をお願いします。

# これまでの経緯



## 実施要領について(試行要領からの改定のポイント)

(情報共有システムの対象工事)

第3条 県土木部の発注する建設工事は、原則として対象とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれない場合には対象としないことができるものとする。

2 1項の規定に基づき発注する工事は、特記仕様書にその旨を明示する。

3 本要領の適用日時点で発注済(契約済を含む)の案件についても、受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」(以下「要件書」という)を満たすものとする。使用するシステムの決定については、「要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

なお、茨城県土木部では、令和4年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を(株)現場サポートとしている。ただし、「要件書」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。

## 実施要領について(試行要領からの改定のポイント)

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。別紙1の取り扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

変更しない場合は協議不要です！  
⇒手続きの簡素化

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成(中間)検査の実施を基本とする。

ペーパーレス推進の観点から、改定しています！

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。なお、紙媒体での納品は原則として行わないこと。

※オンライン電子納品の場合はその限りではない

※なお、原則活用への移行に伴い、システム利用に関するアンケートの提出は不要としています。

※これまでアンケートへのご協力いただいた皆様ありがとうございました。

# 情報共有システム試行対象書類一覧表(試行要領からの改定のポイント)

R6.4月適用版

作成時期	工事関係書類				書類の取扱い		備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	ASP	紙			
工事着手前	契約関係書類	1	現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書	工事請負契約書第10条1項	○				
		2	工程表	工事請負契約書第3条1項	○				
		3	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	共通仕様書1-1-1-40	○				
		4	請求書	工事請負契約書第34条1項		○			
	その他	5	工事カルテ(CORINS)	共通仕様書1-1-1-5			提示		
		6	再生資源利用計画書-建設資材搬入工用-	共通仕様書1-1-1-18	○		施工計画書に含めて提出		
	1 施工計画	① 施工計画	7	再生資源利用促進計画書-建設副産物搬出工用-	共通仕様書1-1-1-18	○		//	
			8	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○			
			9	設計図書の開審確認資料(契約書第18条に該当する事実があった場合)	工事請負契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3	○			
			10	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37	○			
			11	工事測量結果	共通仕様書1-1-1-37	○			
		2 施工体制	② 施工体制	12	下請負人通知書・再下請負通知書・作業員名簿	建設工事執行規則建設工事施工適正化指針	○		
				13	施工体制台帳	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針	○		
				14	施工体系図	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針	○		
15				監督票・指示(承諾)書(金額の変更を伴うもの(附帯ものを除く))	建設工事施工等の手続き及び監督規定	○			
16				監督票・指示(承諾)書(上記以外)	建設工事施工等の手続き及び監督規定	○			
2 工事書類	③ 施工管理	17	工事打合せ記録簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2	○				
		18	工事打合せ記録簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2	○				
		19	工事打合せ記録簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2	○				
		20	工事打合せ記録簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2	○				
		21	工事打合せ記録簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2	○				
		22	関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35	○		許可後の資料は提出ではなく提示でよい。ただし、監督員から請求があった場合は提出する。		
		23	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	○		監督員から請求があった場合は提出する。		
	④ 安全管理	④ 安全管理	24	段階確認書	共通仕様書3-1-1-5	○			
			25	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36	○			
		⑤ 工程管理	⑤ 工程管理	26	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26		協議	
				27	工事履行状況報告書(実施工程表含む)	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	○		
		⑥ 出来形管理	⑥ 出来形管理	28	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23			施工中は提示
				29	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7			//
				30	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23			//
31	材料使用届			共通仕様書2-2	○		添付資料(品質管理図表)が膨大であるなど、効率的に集約できないと判断されるものについては、A5Pの対象としない。		

契約関係書類	中間前払金	32	認定請求書	工事請負契約書第34条4項		○		
		33	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項		○		
		34	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項		○		
		35	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項		○		
	完済部分検査	36	請求書(部分完成払金)	工事請負契約書第38条1項		○		
		37	出来高内訳書	工事請負契約書第37条3項 共通仕様書1-1-1-21		○		
		38	既成部分完成検査請求書	工事請負契約書第37条3項		○		
		39	出来高内訳書	工事請負契約書第37条3項 共通仕様書1-1-1-21		○		
	既済部分検査	40	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条6項		○		
		41	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項		○		
		42	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項		○		
		43	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16		○		
	支給材料・貨物品	支給品	44	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17	○		
			45	出来形報告書	共通仕様書3-1-1-6	○		
その他	46	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18			提示		
	47	施工中の写真、参考資料等			協議			
工事完成時	契約関係書類	48	完成通知書	工事請負契約書第31条第1項		○		
		49	出来形管理一覧表・出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23		○		
	工事書類	50	品質管理一覧表・品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23		○		
		51	工事主要材料使用総括表	共通仕様書2-2		○		
		52	工事写真	共通仕様書1-1-1-23		協議		
		53	総合評価実施報告書			○		
		54	現場環境改善の実施状況			○		
		55	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16		○		
		56	再生資源利用実施書-建設資材搬入工用-	共通仕様書1-1-1-18		○		
	その他	57	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工用-	共通仕様書1-1-1-18		○		

※本票は、基本的な取扱いを定めた運用例である。対象、非対称を変更する場合は受注者協議とする。

→変更しない場合は変更協議不用

「ASP」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行う書類

「紙」: 契約書類、契約関係書類で、従来どおり「紙」を授受する書類

「協議A」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行うことを基本とするが、検査時に「紙」で提出する場合はASPで扱わない書類

「協議B」: 受発注者における自主的な施工管理の記録であるが、電子化することで、監督員がその状況を確認することができる書類

一覧表は、標準的な取り扱いを定めており、受発注者協議により変更可

※工事写真: 完成写真等はデータ容量が多いことから写真管理ソフトによりまとめた電子媒体(CD-R等)を提出することでもよい。

# 実施要領について(試行要領からの改定のポイント)

(参考) 特記仕様書の記載例

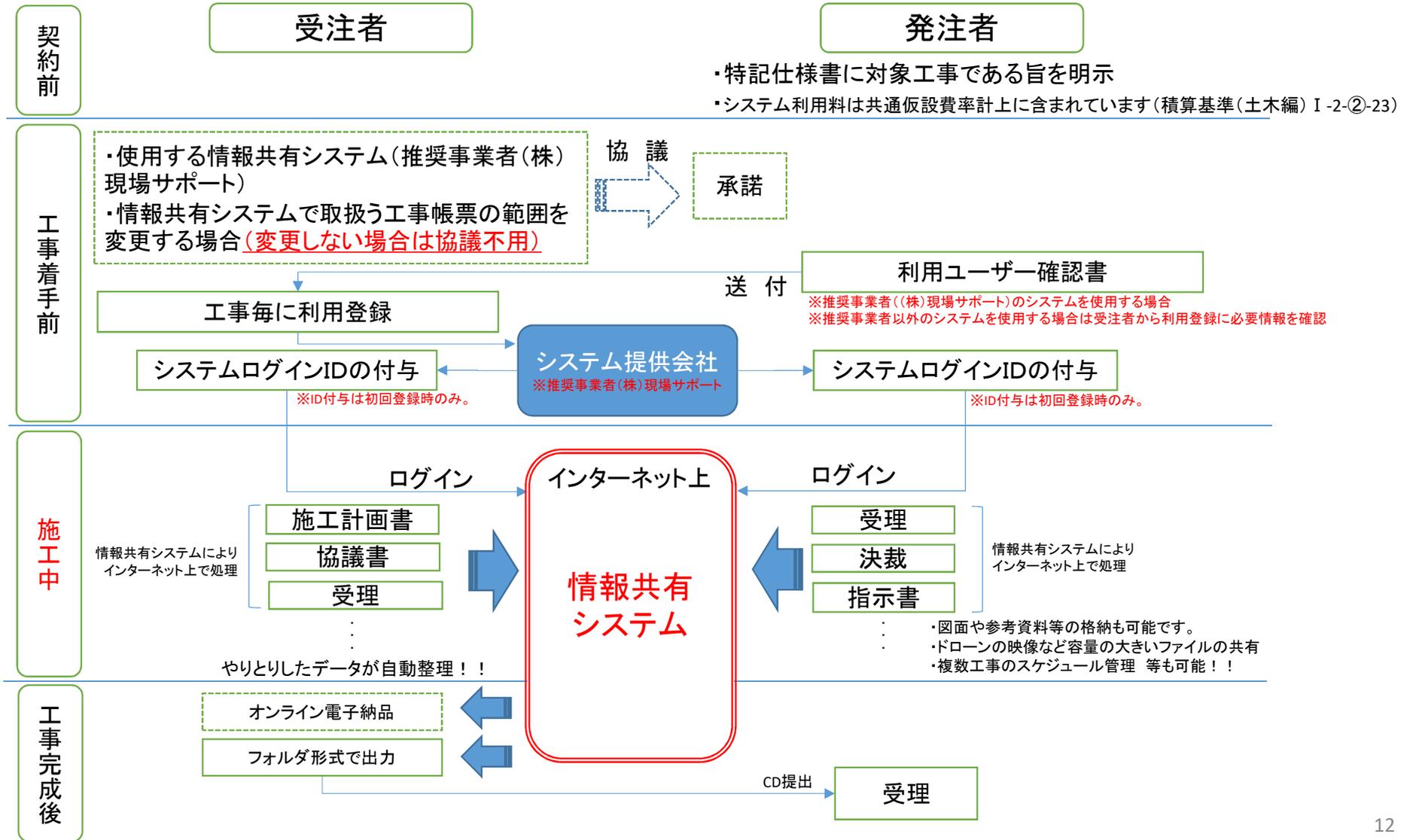
要領第3条1項の規定により発注する工事

## 第〇〇条 情報共有システム対象工事

- 1 この工事は、茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（令和4年4月 茨城県土木部）（以下、「要領」）第3条第1項に基づく情報共有システムの対象工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。  
(~~~~掲載アドレス記載~~~~)
- 3 活用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」（以下、「要件書」）を満たすシステムから受発注者協議により決定する。なお、茨城県土木部では、令和4年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を（株）現場サポートとしている。（推奨事業者が提供する情報共有システム：「現場クラウド」）ただし、「要件書」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。
- 4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- 5 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。

原則活用としており、特記仕様書に明記した上で工事を発注する。

# 情報共有システム活用の大まかな流れ



# 利用登録する段階での留意点 : 発注者⇒受注者

(ユーザー確認書記載例)

## 情報共有システム 利用ユーザー確認書

工事名：	05国補〇〇 第05-00-000-0-001号 道路改良舗装工事
受注者名：	(株) 〇〇〇〇

※既に利用中の方は必ず利用中のログインIDを記入してください

※押印欄に表示される職位。自由入力可能です。閲覧のみの場合は職位は不要です。

No.	受発注者区分	ログインID (メールアドレス)	事務所／振興局	出張所／監督官詰所／部署	閲覧のみ(○)	職位※1	利用者氏名 姓	名	備考
1	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所			所長			
2	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所			技術次長			
3	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所			検査監			
4	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所	道路整備課		総括監督員			
5	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所	道路整備課		主任監督員			
6	発注者	.....@pref.ibaraki.lg.jp	〇〇事務所	道路整備課		監督員			



# 推奨事業者の提供するシステム(県独自様式に対応)

## 材 料 使 用 届

年 月 日

殿

受注者 \_\_\_\_\_  
現場代理人 \_\_\_\_\_

下記の通り使用材料を提出いたします。

工事番号		施工		工期	年 月 日 から
工事名		場所			年 月 日 まで

使 用 材 料 名 称	規 格	単 位	数 量	産 地 又 は 製 造 工 場		添 付 書 類 配合計画書→A 配合設定書→B 試験成績書→C その他→資料名	備 考 (配合計画期限等)
				県内			

本工事について、上記の材料使用を承諾します。

なお、配合等期限を過ぎて使用する場合、又は製造工場等に変更のある場合は再届出すること。

年 月 日

監督員 \_\_\_\_\_ 印  
監督員 \_\_\_\_\_ 印

様式がシステム対応していることで、共通事項(工事名称など)があらかじめ入力されているなど書類作成が効率化！

## 段 階 確 認 書

工事名称: \_\_\_\_\_

受注者名: \_\_\_\_\_ 監督員: \_\_\_\_\_  
現場代理人: \_\_\_\_\_ 監督員: \_\_\_\_\_

確 認 項 目 等 (現場代理人記入欄)			施 工 予 定 時 期 の 報 告 (現場代理人記入欄)		確 認 予 定 日 の 通 知 (監督員記入欄)	段 階 確 認 の 実 施 (監督員記入欄)	
種 別	細 別	確 認 項 目	報 告 日	施 工 予 定 時 期	確 認 予 定 日	確 認 実 施 日	監 督 員 印

- 現場代理人は、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」に定める段階確認について、その施工予定時期が判明した時点で、「確認項目等」及び「施工予定時期の報告」の欄に必要事項を記入のうえ、本段階確認書により監督員へ報告すること。
- 監督員は、現場代理人から上記1について報告を受けたときは、「確認予定日の通知」欄に確認予定日を記入し、本段階確認書により現場代理人に通知すること。
- 監督員は、段階確認が完了したときは、本段階確認書の「段階確認の実施」欄に必要事項を記入すること。
- 現場代理人は、本段階確認書を保管し、検査時に提出すること。

## ○推奨事業者の提供するシステム(県独自様式・運用に合わせたフォルダ構成に対応)

表 6-1 フォルダ構成 (1/2)

フォルダ		書類の名称
第1階層	第2階層	
契約関係書類	建退共掛金収納書	建退共掛金収納書
施工計画	計画書	施工計画書(再生資源利用計画書・促進計画書含む)
		設計図書
	設計照査	設計図書の照査確認資料 工事測量成果表 工事測量結果
施工体制	施工体系図・施工体制台帳	施工体系図・施工体制台帳
施工管理	監督・指示(承諾)票	監督・指示(承諾)票
	工事打合せ簿(協議)	工事打合せ簿(協議)
	工事打合せ簿(承諾)	工事打合せ簿(承諾)
	工事打合せ簿(提出)	工事打合せ簿(提出)
	工事打合せ簿(報告)	工事打合せ簿(報告)
	工事打合せ簿(通知)	工事打合せ簿(通知)
	関係機関協議	関係機関協議資料
	近隣協議	近隣協議資料
	材料使用届	材料使用届
	確認・立会	段階確認書
安全管理	安全管理書類	休日・夜間作業届
		安全訓練実施
工程管理	履行報告	工事履行報告書
出来形管理	出来形管理資料	出来形管理図表
	数量計算書	出来形数量計算書
品質管理	品質管理資料	品質管理図表
	品質証明資料	材料品質証明資料 品質証明書

表 6-1 フォルダ構成 (2/2)

その他	建設リサイクル	再生資源利用計画書(実施書)
		再生資源利用促進計画書(実施書)
	現場環境改善	創意工夫・社会性等に関する実施状況
		工事現場の現場環境改善等の実施状況
ICON	i-Constructionに関する3次元データ(※フォルダ分類例は「国要領参照」(参考))	
	BIM/CIM関係データ(※フォルダ分類例は「国要領参照」(参考))	

表 6-2 工事帳票一覧

帳票	参考様式	書類管理
監督・指示票	様式-1	「監督・指示票」に分類
工事打合せ簿(協議・承諾・提出・報告・通知)	様式-2 (国土交通省様式準用)	書類管理機能において、「工事測量成果表」「施工計画書」「施工体制台帳」「工事打合せ簿」に分類が可能
材料使用届	様式-3	「材料使用届」に分類
段階確認書	様式-4	「段階確認等」に分類
工事履行報告書	様式-5 (国土交通省様式準用)	「履行報告」に分類

※ 工事帳票の書式はA4とする。

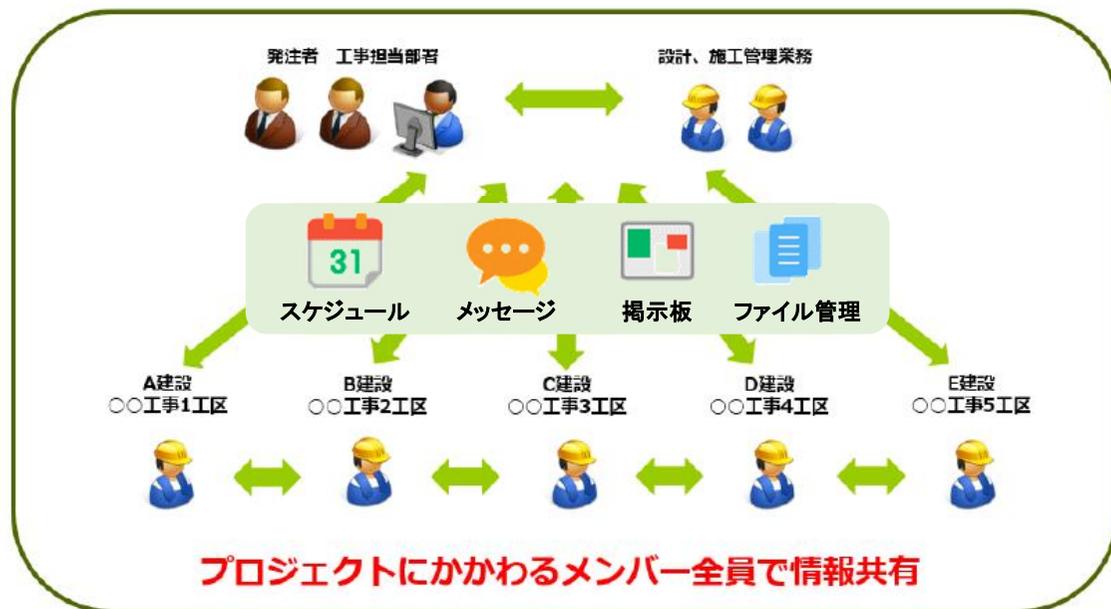
フォルダ構成を変更する必要がなく、検査時・電子で納品する際にも必要な仕様で出力が可能であるので、データを整理する手間を削減！

## ○推奨事業者の提供するシステム(関連工事間での情報共有が可能)

- 個別の工事・業務の契約を超えた大きな枠組みで情報共有可能なグループの作成

個別の工事や委託業務での ASP の活用に加えて、それら各関連プロジェクトをつなぐ事業全体のグループ(図 8-10)を作成することが可能です。事業全体での予定管理や、関係各所への一斉連絡、また各工事・業務の進捗について全体の掲示板へ投稿することで、関係者がリアルタイムで確認しコメントできます。もちろん、工事・業務ごとの掲示板や任意のメンバーへのメッセージ機能を用いて、限られたメンバーとの個別の情報共有も可能です。

このように、事業全体で各種プロセスを担うそれぞれのプロジェクトを超えての情報共有が可能となります。



同一のシステムを使用することで、工事毎に受発注者の連絡だけでなく、関連する工事の受注者間・関係者全員で情報共有が可能になります！

## ○推奨事業者の提供するシステム(県独自様式・運用に合わせたフォルダ構成に対応)

- モバイル端末でも利用が可能(図 8-4)

業務パソコンはもちろん、モバイル端末のブラウザや各種アプリを利用して、各種コミュニケーション機能及び発議管理機能を利用することが可能です。出張などの出先やテレワーク時でも、場所を問わず決裁作業やデータの受送信が行えます。特に緊急時の情報共有が可能となる点は好評をいただいております、いつでもどこでも迅速かつ適切な対応を取ることができます。

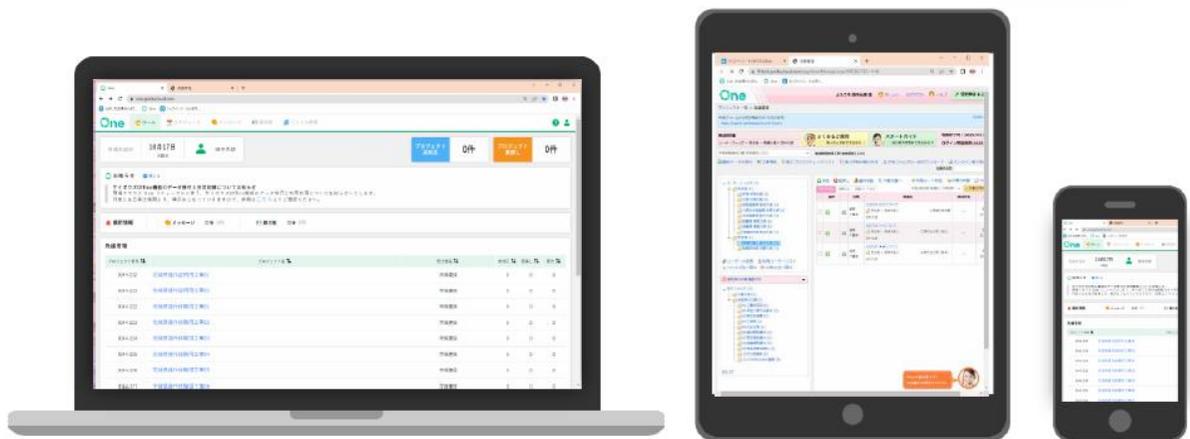


図 8-4 モバイル端末による利用 (イメージ)

モバイル端末(スマートフォンやタブレット等)でも利用でき、情報のやりとりがスムーズになります！

※推奨事業者の提供するシステムでは、次のブラウザ(Edge、Chrome、Firefox)での利用に対応しています。

# 一緒に効率化しましょう！



茨城県土木部検査指導課ホームページ「情報共有システムの活用について」

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/asp/asp-sikou.html>

